

事業 優先順位		4 細事業：法規事務				整理 番号		01				
目 的		市の事務事業が常に法令等の根拠に基づき適正に執行されるよう職員の法務・法的対応能力の向上を図り、また法令などの根拠に基づき事務・事業の告示・公告を行う。										
目 標		職員対象の法律研修の充実を図り、職員の法務・法的対応能力を向上させる。 法令などの根拠に基づき事務事業の告示・公告を行う。										
事業 実施主体		直 営		事業開始 年 度		昭和47年度以前		根拠 法令				
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較		コスト 情報・従事 職員数 参 考			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）		5,308	5,395	-87			総コスト（千円）		10,645	11,743	-1,098
	財源内訳	一般財源	5,308	1,239	4,069			内 訳	事業費	5,308	5,395	-87
		国府支出金	0	4,156	-4,156				人件費	5,337	6,348	-1,011
		地方債	0	0	0				公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0				一人あたり（円）	95	104	-9
			0					世帯あたり（円）	225	249	-24	
			0					職員数（人）	0.70	0.80	-0.10	
		0				再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00		
	今後の 方向性		適正な行政運営を行うため、職員の法務能力向上をめざし今後も職員研修を実施するほか、一層の法務・法的対応能力の向上が図られるよう、他の手法も検討する。また、引き続き法令などの根拠に基づき事務事業の告示・公告を行う。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市職員など							
	A	A	B									



(「暴力団排除条例」研修)

細事業：法規事務

1. 職員の法務・法的対応能力向上

行政実務に携わる職員の法務・法的対応能力の向上のため、平成21年度から弁護士による実務に直結する法律研修を実施しており、平成25年度においては、(1)暴力団排除の取組みと(2)債権管理をテーマにそれぞれ専門弁護士による職員研修を実施した。

(1) テーマ：暴力団排除の取組み

実施日：平成26年3月11日

講師：村上・新村法律事務所 新村守弁護士

共栄法律事務所 濱和哲弁護士

講義：暴力団排除と暴力団排除条例について

目的：暴力団排除条例の制定・施行に伴い、①公の施設の設置条例や規則の改正、②補助金等の交付要綱等の改正、③関係様式の改正等が必要になるとともに、④各事務事業から暴力団を排除する措置を講ずる必要があるため。

対象：全職員

人数：71名

(2) テーマ：債権管理

実施日：平成26年3月17日

講師：幾波法律事務所 幾波博之弁護士

関西総合法律事務所 永榮久仁子弁護士

講義：債権管理の実践的手法の一つである支払督促の制度について

目的：私債権・非強制徴収公債権の徴収に関する実践的な方法である支払督促の制度について研修を実施し、本市の私債権・非強制徴収公債権の債権回収の実務に役立てるとともに、改めて、債権管理の重要性について職員の認識を新たにするため。

対象：主に債権管理部局の職員

人数：25名



(「債権管理」研修)